

医療情報取得加算について

当院は、患者様の情報取得・活用の充実及び情報の取得の効率性を図るため、以下の体制を整備しています。

- ① オンライン資格を行う体制
- ② 受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他の必要な情報を取得・活用して診療を行う体制

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に伴い、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

初診時 1点

再診時 3か月に1回 1点

診療情報の取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

令和7年4月1日 JCH0札幌北辰病院 院長